

伊奈学園総合高校部活動等ガイドライン

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日の設定について

- (1) 学期中は、原則として週2日以上（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設ける。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。学期中の平日の活動について、原則午後8時を完全下校とする。大会等参加のため原則を外れる場合は管理職と事前協議をする。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずるとともに、一定期間の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 参加する大会・コンクール等について管理職による精査を行い、経費等を含め負担軽減を図る。

5 その他

- (1) このガイドラインについては、伊奈学園総合高校の部活動、同好会に適用する。
- (2) 伊奈学園部活動等ガイドラインについては必要に応じて見直すものとする。
- (3) 顧問の付かない活動は行わないものとする。
- (4) 部室の管理を徹底し、生徒の下校指導をするものとする。